

特定生産緑地の指定について（報告）

【説明資料】

- ・ 特定生産緑地の指定について

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

<注意>

この資料は、都市計画審議会の報告資料であり、  
都市計画決定図書ではありません。

令和元年 7 月 8 日  
公園緑地課

# 生産緑地法の改正の概要

## ★ 改正の背景・目的 ★

- 生産緑地「2022年問題」、生産緑地の指定を解除された都市農地が大量に宅地化され、地価の下落などを招くのではないかとされる問題
- 都市農地の位置付けが、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換
- 市街化区域内の農地を計画的に保全・活用し良好な都市環境を形成すべく、生産緑地法を一部改正

## ★ 主な改正内容 ★

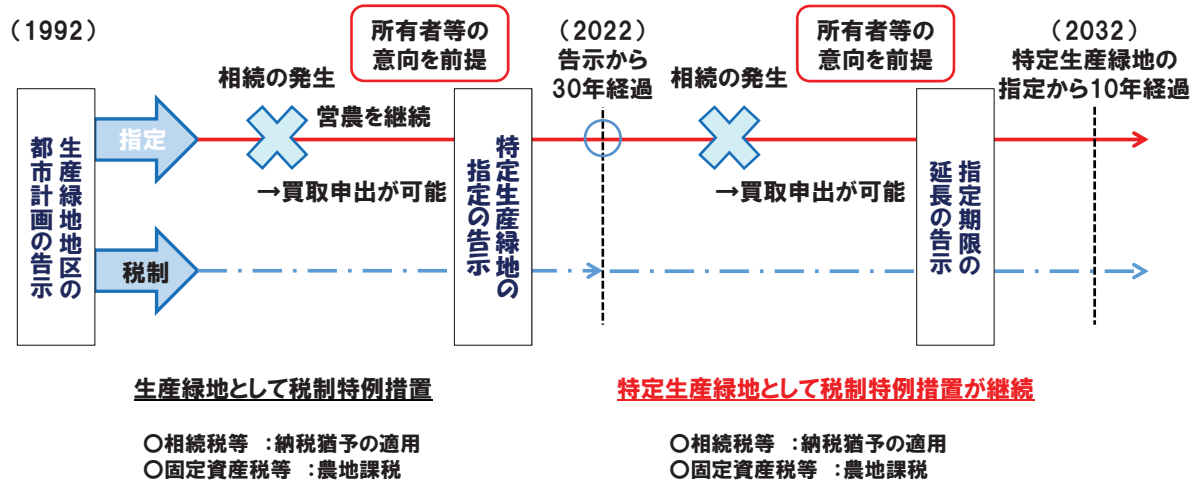
### ■ 特定生産緑地制度の創設

- 生産緑地所有者の意向を基に、市が特定生産緑地として指定
- 10年ごとに特定生産緑地の指定を更新するか、しないか選択可能

### ■ 生産緑地地区の下限面積の緩和

- 市条例制定により、『500㎡以上 ⇒ 300㎡以上』

# 特定生産緑地の指定を受ける場合



# 特定生産緑地の指定メリット

○生産緑地の決定告示から30年経過後

## 税制特例措置

	行為制限	買取申出の事由	固定資産税等の優遇措置	相続税等の納税猶予の優遇措置
特定生産緑地に指定した生産緑地	有	・主たる従事者の死亡 ・主たる従事者の故障 ・申出基準日から10年経過	○	○
特定生産緑地に指定しない生産緑地	有	いつでも可能	× ※1	× ※2
生産緑地の買取申出をし、行為制限を解除した農地	無	—	×	×

※1:段階的に5年間で宅地並み課税になります。(激変緩和措置)

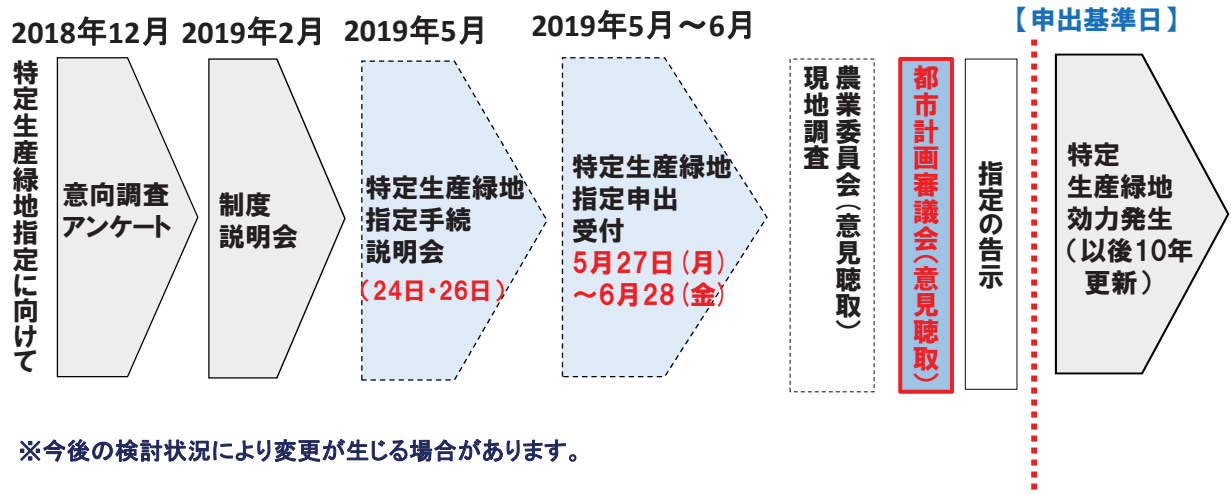
※2:現在受けている納税猶予のみ現世代の方に限り続きます。

# 特定生産緑地指定の手続き

2018年度～

2019年度～

2022年度～



※今後の検討状況により変更が生じる場合があります。